

**<対日アンチ・ダンピング情報>**  
- 公正貿易センター・レポート -  
(第110号 2002年7月度)

当センターが各国官報等により把握しました2002年7月度の主要国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(A D)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問合せ先： 03-3591-4550)

主なトピックス

《A D関連》

1. 米国(前月度版にて速報済み)

- ・ 商務省は「冷延鋼板」のA D価格調査(2001年10月26日調査開始)に関し、7月19日付でダンピング有りとする最終決定の公告を行なった。これを受けて45日以内にI T CがA D損害認定の最終決定を下す。

2. タイ(前月度版にて速報済み)

- ・ タイ当局は、7月23日、「熱延鋼板」及び「冷延ステンレス鋼板」のA D調査に関し、ダンピング有りとする暫定決定を発表した。

3. 中国

- ・ 中国当局は、8月1日、「フェノール」に対し、A D調査を開始する旨を発表した。

4. アルゼンチン

- ・ アルゼンチン当局は、6月24日、「後発性セレクトティブ除草剤」に対し、A D税賦課命令を発動した。

《セーフガード関連》～鉄鋼製品を巡る状況～

- ・ 米国はセーフガード措置適用除外品目の選定について、7月8日付けの官報で下記を発表した。  
{67 FR 45285, No.130 (2002.7.8)}

U S T Rは除外対象途上国を官報告示をもって追加できる。

セーフガード措置の発動決定から120日以内としていた対象品目の適用除外期限を2002年8月31日までと改める。

この布告による関税率の変更(適用除外の取り扱い)は措置発動日である2002年3月20日に遡及し、その変更は2006年3月21日或いはセーフガード措置終了から1年後に関税率表から削除される(失効する)。

これにより米国は8月31日まで引き続き適用除外品目の選定を継続する。

E Uでは8月31日までの適用除外期限延期を受けて、7月22日の一般問題理事会で当初7月19日発動予定の対抗措置について、発動の決定を9月30日まで延期する旨が承認された。

- ・ チリ当局は2002年7月16日に熱延鋼板及び棒鋼につきセーフガード措置の発動を発表した。期間は2002年7月16日から1年以内。

《バード修正条項関連》{67 FR 44721, No.128 (2002.7.3)}

- ・ 米国関税庁は2002年7月3日、“バード修正条項”に基づき、2002会計年度に税額査定されたA D税、補助金相殺関税を“Affected Domestic Producers”に分配する意図並びに本件に関する諸手続き等について発表した。

## 1. 米国 (Federal Register)

Vol. 67, 126 ~ 147 (2002.7.1. ~ 2002.7.31.)

### (1) ADオリジナル調査:

商務省: AD価格調査最終決定(ダンピング有り)の公告

67 FR 47520 (2002.7.19.), Effective Date: 2002.7.19.

・冷延鋼板

[ 商務省: A-588-859 Cold-Rolled Carbon Steel Flat Products ]

### (2) AD行政見直し等:

商務省: 事情変更によるAD行政見直し最終結果(AD税賦課命令一部撤回)の公告

67 FR 44177 (2002.7.1.), Effective Date: 2002.7.1.

・ブリキ及びティンフリー・スチール

[ 商務省: A-588-854 Tin Mill Products, Tin-Free Steel ]

商務省: 事情変更によるAD行政見直し開始及び仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

67 FR 47766 (2002.7.22.), Effective Date: 2002.7.22.

・表面処理鋼板

[ 商務省: A-588-824 Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

商務省: 事情変更によるAD行政見直し最終結果、並びにAD税賦課命令一部撤回の公告

67 FR 47768 (2002.7.22.), Effective Date: 2002.7.22.

・表面処理鋼板

[ 商務省: A-588-824 Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

商務省: AD行政見直し開始の公告

67 FR 48435 (2002.7.24.), Effective Date: 2002.6.24.

・熱延鋼板 (見直し対象期間=2001.6.1.~2002.5.31.)

[ 商務省: A-588-846 Hot-Rolled, Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products ]

・大径継目無鋼管 (見直し対象期間=2001.6.1.~2002.5.31.)

[ 商務省: A-588-850 Certain Large Diameter Carbon and Alloy Seamless Standard, Line, and Pressure Pipe ]

・小径継目無鋼管 (見直し対象期間=2001.6.1.~2002.5.31.)

[ 商務省: A-588-851 Certain Small Diameter Carbon and Alloy Seamless Standard, Line, and Pressure Pipe ]

商務省: AD行政見直し仮結果の公告

67 FR 49673 (2002.7.31.), Effective Date: 2002.7.31.

・ステンレス棒鋼 (見直し対象期間=2001.2.1.~2002.1.31.)

[ 商務省: A-588-833 Stainless Steel Bar ]

### (3) セーフガード案件:

・通商代表部: 鉄鋼製品について通商法203条に基づく措置の対象から一部製品を除外、併せて、関税分類表(HTS)の変更及び技術的修正の公告

67 FR 46221 (2002.7.12.)

## 2 . E U (Official Journal)

OJ Vol.45 L 172 ~ L 201 (2002.7.2. ~2002.7.31.)

OJ Vol.45 C 157 ~ C 182 (2002.7.2. ~2002.7.31.)

(1) A Dオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) A D見直し等： 対象案件掲載無し

## 3 . カナダ (Canada Gazette)

Vol.136, 27 ~ 30 (2002.7.6. ~2002.7.27.)

(1) A D案件： 対象案件掲載無し

(2) A D見直し等： 対象案件掲載無し

## 4 . オーストラリア (Australian Customs Service)

02/25 ~ 02/27(2002.7.12. ~ 2002.7.26.)

(1) A Dオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) A D見直し等： 対象案件掲載無し

### その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連の7月度の情報

#### \* タイ

- ・ 熱延鋼板[Hot-Rolled Sheet]

7月8日調査開始、7月23日、暫定決定(ダンピングあり)

- ・ 冷延ステンレス鋼板[Cold-Rolled Stainless Steel]

7月23日、暫定決定(ダンピングあり)

#### \* 中国

- ・ フェノール[Phenol]

8月1日、A D調査を開始

#### \* アルゼンチン

- ・ 後発性セレクティブ除草剤[Quizalofop-p-etil]

6月24日、A D税賦課命令(期間：3年間)

以上